

東海大学紀要海洋学部投稿規則

2003年4月24日 紀要委員会制定

2015年10月21日 紀要委員会改訂

2016年7月6日 紀要委員会改訂

本規則は「東海大学紀要海洋学部編集規定」に従う細則である。紀要への投稿希望者は本「投稿規則」とともに「東海大学紀要海洋学部編集規定」に従うものとする。

1. 投稿資格

- 1) 東海大学海洋学部の専任教員、特任教員及び非常勤講師。ただしそれ以外の共同執筆者を含むことはさしつかえない。
- 2) その他、紀要委員会で認められたもの。

2. 投稿原稿の条件

「東海大学紀要海洋学部」に投稿する原稿は以下の各項を満たすものとする。

- 1) 海の学術と文化の発展及び海洋学部の教育に貢献するものであること。
- 2) 未発表のものであること。
- 3) 研究論文、技術報告、短報、総説、(東海大学紀要海洋学部編集規定の付記1を参照)、および紀要委員会が認めたもののいずれかであること。
- 4) 別途定める「原稿作成要領」に従ったものであること。

3. 原稿の申込

投稿希望者は原稿を本「投稿規則」および「原稿作成要領」に従って作成し、申込票および投稿原稿添付票を紀要委員会事務局に提出する。

4. 原稿の投稿

投稿者は紀要委員会事務局の指定した電子投稿システムに投稿する。

5. 原稿の修正

投稿者は紀要委員会による審査結果に従って、指定された期間内に原稿を修正し、電子投稿システムにて提出する。

6. 原稿の掲載の可否

「東海大学紀要海洋学部編集規定」に従って、紀要委員会が掲載の可否を決定する。

7. 印刷原稿の校正

2校までを筆頭著者が行い、原則として第3校以降は紀要委員会が行う。校正時における本文、図表などの変更は認められない。